

平成 18 年 5

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

カリキュラムに関する事項を審議するカリキュラム委員会を新たに設置することに伴い、教務委員会の審議事項を整理するものである。

承認経過

平成 18 年 1 月 11 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 1 月12日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第 4 号

東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教務委員会規程（平成 11 年規程第 4 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正（案）について

改正理由：カリキュラムに関する事項を審議するカリキュラム委員会を新たに設置することに伴い、教務委員会の審議事項を整理するものである。

改 正（案）	現 行
<p>〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学部、大学院（教育学研究科をいう。以下同じ。）及び特殊教育特別専攻科（以下「学部等」という。）学生の身分の取扱い（懲戒を除く。）に関すること。 (2) 学部等の卒業及び修了に関すること。 (3) 大学院における学位論文審査委員会の設置に関すること。 (4) 大学院における学位の付記に関すること。 (5) 大学院における在学年数短縮修了に関すること。 (6) 大学院における長期履修学生の認定に関すること。 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕 (7) 学芸員等諸資格取得に関すること。 (8) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関すること。 (9) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国留学を除く。）に関すること。 (10) 既修得単位等認定単位に関すること。 (11) 単位互換制度の運用に関すること。 (12) 介護等体験の運用に関すること。 〔削除〕 (13) 学習支援（履修指導等）に関すること。 (14) 教室（講義棟）の管理・運営に関すること。 (15) その他教務に関すること。 〔省略〕 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 学部、大学院（教育学研究科をいう。以下同じ。）及び特殊教育特別専攻科（以下「学部等」という。）学生の身分の取扱い（懲戒を除く。）に関すること。 (2) 学部等の卒業及び修了に関すること。 (3) 大学院における学位論文審査委員会の設置に関すること。 (4) 大学院における学位の付記に関すること。 (5) 大学院における在学年数短縮修了に関すること。 (6) 大学院における長期履修学生の認定に関すること。 (7) <u>学部等のカリキュラム編成に関すること。</u> (8) <u>学部等のカリキュラムの運用の方法（シラバスを含む。）及びその改善に関すること。</u> (9) <u>課程認定及び教育職員免許取得に関すること。</u> (10) <u>学芸員等諸資格取得に関すること。</u> (11) <u>科目等履修生及び研究生等の受入れに関すること。</u> (12) <u>学生交流規程に基づく派遣・受入（外国留学を除く。）に関すること。</u> (13) <u>既修得単位等認定単位に関すること。</u> (14) <u>単位互換制度の運用に関すること。</u> (15) <u>介護等体験の運用に関すること。</u> (16) <u>授業暦に関すること。</u> (17) <u>学習支援（履修指導等）に関すること。</u> (18) <u>教室（講義棟）の管理・運営に関すること。</u> (19) <u>その他教務に関すること。</u> 〔省略〕</p>